

## 2012年12月定例県議会・一般質問

2012年12月11日 日本共産党 阿部裕美子県議

阿部裕美子県議

はじめに

日本共産党の阿部裕美子です。私は日本共産党県議団を代表し質問いたします。

東日本大震災、原発事故から1年9ヶ月、この間、事態の深刻さがより鮮明になってきたのではないのでしょうか。仮設住宅の避難所からはもう限界という悲鳴が聞こえてきます。復興へ向けて、除染、賠償、健康管理問題などより一層のスピードが要求されます。基本的な問題点を明確にして着実な取り組みが必要であります。

### 一、除染問題等について

最初に除染問題等について伺います。「除染なくして福島復興はない」と言われましたが、思うように進まない現状にいら立ち感が募っています。仮置き場をめぐる住民同士の反目など悲しい状況も生まれています。安心して住める地域を取り戻すために不可欠な除染を速やかに進めていくことが、喫緊の課題です。

各市町村の除染計画と発注数・実施率に大きなかい離が出ています。進まない障害の一つに仮置き場が、なかなか決まらない問題があります。地域協議会がつくられ、説明会や現地の仮置き場の視察を行うなど、丁寧なやり方で住民合意を進めることを行政が地域と一体になって取り組んでいるところでは進んでいます。

- (1) 県は除染がなかなか進まない原因をどのように考え、スピードを持って進めるためにどのように取り組もうとしているのかお答えください。
- (2) 除染の方法については、除染関係ガイドラインに記載のない手法についても交付の対象とするなどの改善がされてきましたが、なお、現場に合った手法がいろいろためされています。雨どいなどは、除染よりも取り換えた方が安く上がることも指摘されています。実情に応じて雨どいの取り換え等も交付金の対象とするよう国に求めるべきと思います。お答えください。
- (3) より効果の高い除染手法を加えるなど「環境省除染関係ガイドライン」の見直しを行うよう国に求めるべきと思いますが見解を伺います。
- (4) 東京電力が、福島第一原発で事故収束作業に従事する下請け作業員を対象に実施した就労実態に関するアンケートを公表しました。「偽装請負」の疑いが強い作業員が約半数おり、雇用時に条件を示した書面や説明がなかったと答えた作業員も約4割おり、違法な雇用実態が明らかになりました。県が新たに設置する廃炉の「監視機関」において、このような違法行為が起きないように対策を講ずるべきではありません。見解を伺います。

- (5) 国の直轄事業で行われている除染現場では下請け作業員が危険手当も交通費も支払われていないという訴えが寄せられています。下請けが危険手当を支払えない額で受注しているために危険手当を払えないという声も寄せられています。県は国に対し、除染特別地域における特殊勤務手当の支給実態を把握し、必要に応じて是正するよう求めるべきと思いますが、見解を伺います。
- (6) 小さい子どもの被曝が心配などで公的除染を待てずに個人除染を実施したところもあります。9月定例県議会総括審査会わが党宮本県議への答弁で、「県としてはそれらの費用が迅速かつ簡易に支払われる仕組みを国の責任のもとで速やかに構築するよう強く求めていく」としていますが、個人が負担した除染費用についてはまず県が一旦、立て替え払いをして、国に求めるべきではないでしょうか。県の考えを伺います。
- (7) 地元事業者からの直接発注の要望に応える組合結成などの取り組みが始まっていますが、市町村が実施している除染における地元除染組合等への直接発注状況について伺います。
- (8) 樹園地の除染については、表土剥ぎによって地力が落ちてしまうとの心配の声があります。その対策が必要と思いますが県の考えを伺います。

## 二、賠償問題について

賠償問題で最初に明確にしなければならないのは東京電力の加害責任であります。巨大地震の発生と津波が到来する危険性、それにより全電源が喪失し、冷却機能を失って過酷事故に至ることを十分に認識していながら、住民の安全よりも利潤追求を優先し、原発の地震・津波対策やシビア・アクシデント対策を怠ってきました。その結果、かつて日本国民が経験したことのない未曾有の被害を発生させました。その加害責任は、厳しく断罪されてしかるべきです。

16万人の県民が突然、避難を余儀なくされ、それまで住んでいた地域のコミュニティーを奪われ、見知らぬ土地の仮設住宅などの不自由な暮らしを強いられました。それまでの仕事や生活や生きがいをも奪われ、今なお、これからの見通しも立たないまま絶望感や焦燥感に苛まれながら、苦しみ続けているのです。被害者である避難者らには何の責任もありません。

加害者である東京電力には、被害の原状回復を実現するための損害賠償の責任があります。失った生活を取り戻し、人間の尊厳を取り戻し、新たな人生を確立する、再出発ができる賠償をすることが加害者の責任であります。しかし、「東京電力が賠償すべき損害」として示した財物賠償基準では生活再建が成り立ちません。双葉郡の首長からも東京電力の「中間指針」は諸悪の根源との指摘があります。東京電力は加害者であるのに、被害者の要求を一切聞くことなく、一方的に損害賠償の基準を決め、その基準以上の賠償には応じない姿勢であります。

- (1) 財物賠償は「再取得価額」を基準とするよう改めることを東京電力・国に求めるべきです。見解を伺います。
- (2) 東京電力は避難区域以外の県民に精神的損害としての賠償を今年1月～8月分として大人一律4万円、子ども・妊婦が一律12万円を支給することを発表しました。これで最終として打ち切り、勝手な線引きで会津地域は除外、県南地域も差別を持ちこみ、金額も前回の半分以下、これをそのまま承知するわけにはいきません。自主的避難等に係る損害について、国、東京電力に対し、一切の線引きを許さず全県民を対象とした賠償を行うよう求めるべきと思いますが、見解を伺います。
- (3) 昨年9月に解除された旧緊急時避難準備区域では、精神的損害に対する賠償が今年8月で打ち切られ、町民には一律20万円を支給し、中学生以下の子どもについては一ヶ月5万円を9月以降来年3月までの分35万円を追加支給、これで打ち切りとされます。避難解除されたとはいえ、帰れない、帰っても仕事はないために圧倒的住民は避難状態が続いています。賠償打ち切りでどうやって生きていけばいいのでしょうか。こんな理不尽なことが許されるのでしょうか。双葉郡各町は、どこでも5年間は帰れないとの立場を示していますが、賠償問題の国の対応によって市町村がバラバラにされています。

新たな「線引き」による差別を許さず、被災地の市町村が統一して完全賠償を勝ち取るためにも「福島県原子力損害対策協議会」を早急に開催し、各市町村の意見を十分に把握し、市町村等と一体となり完全賠償を実現するための対策を進めるべきだと思います。知事の考えを伺います。
- (4) 避難生活への適応の困難さや生活再建への困難さを政府の原子力損害賠償紛争解決センターに訴えていた障害者に対し中間指針の二倍の和解案を東京電力が受け入れました。中間指針を超えた和解仲介事例を、同様の被害者にも適用するよう東京電力に求めるべきと思いますが見解を伺います。
- (5) 災害関連死が、岩手県、宮城県を含めた被災三県の中で福島県が最も多くなっていますが、どのようなことが原因であると考えているのか、見解をお示してください。

### 三、福祉分野の復興について

- (1) 他県への避難も含め、避難を余儀なくされた障害者施設は再建の見通しが立たず苦悩しています。県は土地の確保から自ら準備することを求めており、なかなか展望が見えません。避難している障がい者施設が復興できるよう、県が土地の確保も含め、再建のための支援を行うことが必要だと思います。見解を伺います。
- (2) 低賃金、過重労働など元々、労働条件が厳しい福祉分野で原発事故による若い職員の避難が輪をかけ、人材不足が顕著になっています。特に男性職員が不足しています。福祉の職場での職員確保策として、賃金の上乗せや、正規職員採用などの労働条件改善特例措置を講じる必要があると思いますが見解を伺います。

#### 四、避難者・被災者支援について

県民一人ひとりの暮らし、生業が成り立つようになって初めて復興であります。あらゆる線引きをせずに一人ひとりの困難に寄り添った支援が必要です。

- (1) 県内自主避難者への借り上げ住宅に対しても支援を行うことがようやく実施され、一歩が踏み出されました。しかし、支援を行うのは18歳までの子どもと妊婦世帯のみに限られ、該当しない自主避難世帯が多く残されています。県内自主避難者への借り上げ住宅支援制度について、問い合わせ件数と受付件数をお示してください。
- (2) わが党長谷部県議の代表質問で県内自主避難者に対する借り上げ住宅支援の対象世帯の見直しは困難であると答弁しましたが、その理由をお示してください。
- (3) 県内自主避難者に対する借り上げ住宅の受付期限を延長し、対象世帯がもれなく申請できるようにすべきと思いますが、見解を伺います。
- (4) 県外借り上げ住宅の新規受付について継続すべきと思いますが、見解を伺います。
- (5) 県内自主避難者が住民票を移動しなくても公立学校での義務教育を受けられるようにしてほしいとの要望については対応自治体が改善することを明らかにしました。同じように、住民票を異動していない園児が、避難先の市町村立幼稚園に入園できるようにすべきと思いますが、考えをお示してください。
- (6) おなじく保育所の広域入所については、広く周知すべきと思いますが、見解を伺います。
- (7) 家族がバラバラに避難生活を余儀なくされています。離れ離れになった家族の絆を壊さないように支援を続けることが求められています。  
一つは交通手段への支援です。2013年3月末までとされている警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料化措置を継続し、対象を自主避難者まで拡大すべきであると思いますが見解を伺います。
- (8) 警戒区域等の国民健康保険税や医療費の一部負担金、介護保険の保険料や利用者負担の免除は2月末で打ち切りとされますが、生活再建の見通しがつくまで継続を国に求めるべきであります。見解を伺います。
- (9) 仮設住宅で暮らす避難者が、これから寒さに向かって少しでもあたたかい環境で生活できる環境整備が引き続き必要です。応急仮設住宅の寒さ対策として、希望者には一部屋のみに限定せずに畳を敷くよう対応すべきと思いますが、県の考えをお示してください。

#### 五、県民健康管理調査について

次に県民健康管理調査について伺います。子どもの甲状腺検査について、丁寧な説明が不十分なために不安が広がりました。私たちは放射能汚染という状況の中で、正確な情報をもとに、事態を的確に判断し、被曝を低減することに努力を続けることが求めら

れています。そこで伺います。

(1) 甲状腺検査について、またB・C判定を受けた子どもたちの二次検査を速やかに進めるため、不足している専門医などの人材確保に県はどのように取り組むのか伺います。

(2) ホールボディカウンターを増設し、検査体制の強化を図るべきと思いますが、見解を伺います。

## 六、伊達地方の農業振興策について

次に伊達地方の農業振興策について伺います。高齢化が進み、人口減少が続く限界集落地が原発被害でさらに困難を抱えました。米も農作物も作れない。東電からの賠償金を受け取っても見えてこない先の暮らしに苦悩が続きます。

あんぽ柿も今年も作ることができません。落とされた柿が累々と畑に捨てられている姿を見るのはとてもやりきれません。五十沢のあんぽ柿は宝暦年間から250年の歴史があり、養蚕衰退後、地元の方々の努力で改良を重ね、冬の時期に都会に出稼ぎに行かなくても安定した収入を得られるものとして、全国に名をはせるブランド品に作り上げてきました。

地域のみなさんの生きがいでもあり、あんぽの里の活気を作り上げてきました。この地域が原発事故で仕事ができなくなってしまうという大打撃を受けました。高齢者の方は先の展望が見えず、樹を切り倒してしまった方もいます。このような中でも農業を続けてふるさと復興へあんぽの里を守るために頑張ろうという若い人もいます。

(1) 地域特産品のあんぽ柿の来季の出荷に向けて、県はどのように支援をしていくのか伺います。

## 七、再生可能エネルギーについて

日本共産党は停止中の全国すべての原発を再稼働させず、そのまま廃炉にする即時原発ゼロを求めています。福島県も県内原発10基全ての廃炉を決断し、国・東電にもそれを求めました。原発に頼らない福島を実現するために、再生可能エネルギーの本格的導入の具体化が求められています。

再生可能エネルギーの飛躍的な推進を進めるキーワードは市民参加と地産地消、循環型社会の形成です。

日本の国内においても高知県梶原町や岩手県葛巻町のようにすでに再生可能エネルギー100%の取り組みを行っているところもあります。梶原町は住宅用太陽光発電、小水力発電、小型風力発電、温度差エネルギー活用施設に対して出力1kw当たり20万円、上限80万円の助成を行っています。太陽熱温水器、ペレットストーブ、自然冷媒ヒートポンプ給油機などには購入価格の四分の一の補助を行い、大きな成果を上げています。エネルギー自給率を向上させつつ、林業やペレット製造工場などの産業の活性

化と雇用創出を実現しています。ドイツやデンマークなど先進的な諸外国の取り組みもあります。

(1) 本県においても地元中小企業の仕事おこしや地域経済の活性化につながるような再生可能エネルギーの導入を推進すべきと思いますが見解を伺います

(2) 省エネ対策を行う民間住宅の建設やリフォームを積極的に促進すべきと思いますが見解を伺いまして質問を終わります。

## 答弁

### 一、除染問題等について

#### 生活環境部長

お答えいたします。除染が進まない原因につきましては、仮置場の確保が難航していることに加え、職員が契約手続に習熟していないことや施工監理に当たる人材が不足していることなどによるものと考えております。このため、体験型の仮置場現地視察会や契約担当職員を対象とする説明会の開催、業務監理者の追加的育成などにより、市町村における個別課題の解決に向け、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

次に、雨どいの交換等につきましては、これまで国と協議してきた結果、代替可能な除染手法がない場合に限り、これらの費用の一部が交付金の対象とされたところであります。今後も、市町村において実情に応じた多様な除染手法を選択できるよう、国に対して、弾力的な制度運用を求めてまいります。

次に、除染関係ガイドラインにつきましては、より多様な除染手法の選択ができるよう、国や県の技術実証事業において効果が確認されたものや、これまで個別協議において認められたものなどの追加を、引き続き国に求めてまいります。また、十月に権限が強化された福島環境再生事務所と緊密に連携しながら、それぞれの実情に応じてガイドラインの柔軟な運用が図られるよう、調整を進めてまいります。

次に、廃炉作業従事者の雇用につきましては、事故発生以降、三度にわたって、関係機関との協議の場を設け、国及び東京電力に対して、被ばく管理の徹底、雇用の適正化等を求めてきたところです。今後とも、不適切な就労形態の解消に向け、先般設置した新たな監視組織において、構成員を拡充するなど、一層の体制強化に努めるとともに、国及び東京電力に対し、実態に応じた雇用主への指導を徹底するよう求めてまいります。

次に、除染特別地域に曾おける特殊勤務手当につきましては、現在、国において受注事業者の賃金台帳等により、個々の除染業務従事者への支給実態を調査しているところであり、こうした確認作業の徹底と実態に応じた事業者への指導を求めてまいります。

次に、個人の除染費用につきましては、三月に示された原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第二次追補において損害賠償の対象として認められていることから、これらの費用が迅速かつ簡易に支払われる仕組みを、国の責任の下で速やかに構築するよう引き

続き強く求めてまいります。

次に、地元除染組合等への発注状況につきましては、現在、住宅及び公共施設に係る除染業務を発注済みの二十九市町村のうち、十一市町村となっております。また、これらの組合等を含む地元事業者への発注状況につきましては、同様に二十九市町村のうち、二十八市町村となっております。

#### 農林水産部長

樹園地の除染につきましては、表土剥ぎを行うと地力が低下することから、回復対策として肥料や土壌改良資材の施用が必要であると考えております。このため、県の実証試験や土壌分析のデータに基づき、市町村に対し適切な施用量を示すとともに、これらの対策について、除染事業の対象とするよう引き続き国に強く働き掛けてまいります。

## 二、賠償問題について

### 知事

阿部議員の御質問にお答えいたします。

原子力損害賠償についてであります。完全賠償を実現するため、県内の全ての市町村を含む関係二百八団体で構成する原子力損害対策協議会の活動等を通して、国、東京電力に対し、賠償に関する課題や意見を強く申し入れ、被害の実態に見合った確実かつ迅速、十分な賠償を求めているところであります。

今後も、東京電力による「賠償基準」の策定や賠償金の支払における課題等を見極めた上で協議会を開催し、市町村等と一体となり、私自身が先頭に立って原子力損害賠償の完全実施に向け取り組んでまいる考えであります。

### 原子力損害対策担当理事

財物の賠償につきましては、事故前の時価相当額を基本として行われますが、被害者の生活基盤の再建に向け、確実かつ迅速に行うよう、国、東京電力に対し求めてまいりました。引き続き、関係市町村と土ハに、被害者の立場に立った十分な賠償を求めてまいる考えであります。

次に、自主的避難等に係る損害につきましては、これまで、「総決起大会」の開催や数次にわたる要求等活動を行い、被害の実態に見合った十分な賠償を強く求めてきたところであります。今後も、県内全域における様々な損害に対し、最後まで十分な賠償がなされるよう、原子力損害対策協議会の活動等を通し、取り組んでまいる考えであります。

次に、「中間指針」を超えた和解仲介事例につきましては、東京電力に直接請求を行う被害者にも原子力損害賠償紛争解決センターによる和解実例を踏まえて対応するよう求めているところであり、国に対しても、東京電力への指導を要請しております。引

き続き、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう取り組んでまいります。

次に、災害関連死につきましては、本県は、岩手県や宮城県と比較し、避難所等への移動中の肉体的、精神的疲労による死者数が多くなっており、原子力発電所事故に伴う避難等の影響が大きいものと考えております

### 三、福祉分野の復興について

#### 保健福祉部長

避難している障がい者施設の復興につきましては、施設再建の計画段階における相談はもとより、再建先として予定されている市町村との連携や建設用地の取得への協力、施設整備等に対する助成を行うなど、施設の早期再開に向けた取組に対して支援してまいります。

次に、福祉の職場における職員確保策としての労働条件改善につきましては、これまでも、介護職員の処遇改善加算による賃金改善や県社会福祉協議会に設置した福祉人材センターによる働きやすい職場づくりに関する研修会の開催等により支援してきたところであり、今後とも、労働局等関係機関と連携し、職場環境の改善に取り組みながら、職員確保を積極的に支援してまいります。

### 四、避難者・被災者支援について

#### 原子力損害対策担当理事

県内自主避難者への借上住宅支援制度につきましては、12月6日までに申請手続の照会等も含め、延べ約1200件の問い合わせがあり、受付件数は220件となっております。

次に、県内自主避難者に対する借上住宅支援の対象世帯につきましては、発災から長期間経過し、国も十分には了解していない中で、県として優先して救済すべき世帯を対象に実施したところであり、見直しは困難であると考えております。

次に、県内自主避難者に対する借上住宅の受付につきましては、広報紙やホームページ等において周知を図っているところであり、既に避難している方を対象にしていることから受付期限を本年12月28日までとしたところであります。

次に、県外借上住宅の新規受付につきましては、県外への避難者が減少傾向にあり、また、本県への帰還が進みつつある状況を踏まえ、県内自主避難者への借上住宅の支援の実施と合わせ、年内で終了することとしたところであります。災害救助法が応急救助を目的としていることから、新規受付の継続については困難であると考えております。

次に、高速道路の無料化措置につきましては、これまでの本県の要望等を踏まえ、警戒区域等からの避難者を対象とした無料化措置が来年三月まで延長されたところであります。しかしながら、自主避難者は対象外であることから、現在行われている無料化措置の継続と合わせ、対象者の拡大について、引き続き、国に対し強く求めてまいりる考

えであります。

#### 教育長

住民票を異動していない自主避難の園児の市町村立幼稚園への入園につきましては、受入れ市町村教育委員会が承認した場合に可能になります。県教育委員会といたしましては、入園に関する他の市町村教育委員会の対応や動向等について情報提供しております。

#### 子育て支援担当理事

保育所の広域入所につきましては、これまでも、市町村に対してその対応要請を行っているところであり、今後とも、制度の一層の周知を図るなど、避難している子どもたちが、避難先においても保育を受けられるよう支援してまいる考えであります。

#### 保健福祉部長

国民健康保険税や介護保険料などの免除の継続につきましては、国に対し、来年三月以降も、現在行われている財政支援を継続するよう、これまでも要望してきたところであり、今後も強く求めてまいりたいと考えております。

#### 土木部長

応急仮設住宅の畳の設置につきましては、昨年度は、短期間に多くの住戸に対応できるよう一部屋のみとしてまいりました。今後は、避難の長期化に伴う対策が必要となることから、希望する入居者に対し、畳の追加設置が可能となるよう国と協議してまいりたいと考えております。

### 五、県民健康管理調査について

#### 保健福祉部長

甲状腺検査における専門医等の確保につきましては、これまでも、県立医科大学において、県内の医師等を対象とした検査技術の標準化に向けた講習会を開催してきたところであり、今後とも、引き続き、人材の確保に努め、検査の迅速化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ホールボディカウンターの検査体制につきましては、今年度、県のほか、市町村や民間医療機関、さらには、県外の委託実施機関全体で、21台の機器が増加し、現在、42台で検査を実施しております。今後とも、市町村等他の実施機関との連携や県外での検査地域の拡充に努めるなど、希望する県民が早期に検査を受けられるよう検査体制の強化に取り組んでまいる考えであります。

## 六、伊達地方の農業振興策について

### 農林水産部長

あんぽ柿の出荷に向けた支援につきましては、安全な原料柿を確保するため、関係機関、団体と連携しながら園地の汚染状況の詳細調査等に基づく吸収抑制資材の施用や、強めのせん定作業などの技術対策を推進してまいります。

また、原料柿の安全性を確認するため、緊急時モニタリング検査や、出荷の可否を判断する加工試験による製品検査を引き続き実施するとともに、米の検査と同様の非破壊方式による検査の可能性の検討を進め、安全な製品出荷によるあんぽ柿産地の再生を支援してまいります。

## 七、再生可能エネルギーについて

### 企画調整部長

地域経済の活性化につながる再生可能エネルギーの推進につきましては、需要が急増し、多くの県内事業者が関わる住宅用太陽光発電などの導入支援や、関連産業の集積が重要と認識しております。県といたしましては、約9000件分の新たな住宅用太陽光発電の導入補助事業や、太陽光、風力、バイオマス等各分野に応じた専門的なセミナーや情報交換を行う「再生可能エネルギー関連産業推進研究会」の開催など、地域経済の活性化に資する取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

### 土木部長

省エネ対策を行う民間住宅の建設等の促進につきましては、省エネ住宅等の設計・施工者向け講習会の開催や、税の優遇措置のある長期優良住宅制度の普及に取り組んでまいりました。

さらに、今年度は、高性能断熱材等を用いたより高い省エネ性能を有する住宅に国で補助等を行う制度が創設されたことから、これらの制度等の周知・啓発を行い民間住宅の省エネ対策を積極約に促進してまいりたいと考えております。

## 再質問

### 阿部裕美子県議

再質問いたします。まず知事に伺います。福島県原子力損害対策協議会の開催を求めました質問の答弁は、9月の県議会代表質問の私の質問への答弁とほぼ同じ内容であります。「賠償基準の策定や賠償金の支払いにおける課題等を見極めたうえで協議会を開催し」ということで、これまで協議会そのものが開催されておられません。今日の質問答弁でも知事は双葉8町村とともにすすむことを表明されています。それぞれの自治体の首長さんの生の声を直に聴いたうえで、オール福島の統一的要求として賠償問題などに

対してもすすめることが必要だと思います。この間二度、東京電力や国への要望活動はされていますが、協議会そのものを開催し率直に生の声を聴くべきだと思います。先日の12月6日、我が党、長谷部県議の代表質問で知事は福島原発事故について、「人災」との認識を表明されました。これからの県民の生活再建、復興に取り組んでいくうえで、大変重要な表明であります。

「人災」との認識に立って初めて加害・被害の立場が鮮明になり、加害者の責任も明確になります。原発事故においては、被害者は何も悪くありません。福島県民の復興に向けて、知事が先頭に立ってすすめて行くためにも福島県の原子力損害対策協議会をまず開会することを求めますが、県の見解を伺います。

次に、原子力損害対策担当理事に伺います。県内自主避難者への借り上げ住宅支援制度についての見直しは困難とされた、その理由を私は聞きました。なぜ、そうなっているのかという理由については答えておりません。質問どおりに返答いただきたいと思っております。

県議会特別委員会が、会津に行って自主避難者の会の皆さんと懇談を行なったときにも、参加された約20人のうち該当になった方はたった一人だったそうです。慢性白血病で自主避難をされている人も該当になっていないという切実な訴えがありました。この自主避難者の借り上げ住宅支援については、18歳未満の子どもと妊婦のみという線引きでありますけれど、いろいろと該当されない方たちがおります。家賃が6万円超すところは該当にならない。借家がなかなかみつからない状況でようやく見つけて入居したところは、6万5千円。6万円を越す分は、自分が負担をするので支援をできるようにしてほしい、と涙ながらの訴えもあります。放射能の高いところから低いところへ自主避難をされて、同一自治体内は適応できない。合併前なら他町にあたる場所に避難をしている現状があります。このようにいろいろな形で線引きをする。結局差別ほど人を深く傷つけるものではありません。一人ひとりに寄り添うと言いながら、言葉だけではありませんか、もう一度お答えください。

## 答弁

### 知事

阿部議員の再質問にお答えします。原子力損害対策協議会につきましては、市町村や県民の思いを胸に、東京電力の賠償基準の策定や賠償金の支払いにおける課題等を私自身がしっかり見極めた上で、適時開催したいと考えております。

### 原子力損害対策担当理事

この借り上げ制度は、災害救助法による借り上げであるということから、応急救助の期間としてはかなり長期に及んでいる中で、対象をどうしても優先的なものに限定せざる

るを得なかったというところをご理解をいただきたいと思います。

## 再々質問

阿部裕美子県議

再々質問をいたします。ただ今の原子力損害対策担当理事の答弁は理解できません。具体的に質問に対するお答えを頂きたいと思います。

それから土木部長に伺います。応急仮設住宅の畳を希望に応じて敷いていただく問題ですが、国と協議していくということで、今年の冬場はどうなるのでしょうか。すでにタイヤであればスタッドレスに取り替えています。冬場に向けていろいろ対策が必要だと思います。先日ある仮設住宅に行きましたところ、おじさんと二人、四畳半二間に暮らされている方が、片方は畳が敷いていない底冷えするところに布団を重ねて敷きながら、お互いに労わりあって暮らしているが畳があれば、という切実な声を寄せてもらいました。これまでもお風呂の追い炊きとか、物置の設置とか、いろいろ要望についての改善は行なわれてきたと思いますが、寒さに向けて畳を敷いてほしい。この要望は当たり前ではないでしょうか。早く実施できるよう対応いただきたいと思います。

それからもう一点、土木部長に質問いたします。省エネ対策を行なう民間住宅の建設やリフォームについての普及のための対策ですけれども、国の制度として実施しているというだけではなしに、福島県としてもっと積極的に取り組む対応が必要だと思います。公的住宅に取り入れるなども含めて、県としての積極的な制度実現に向けて取り組む姿勢を示していただきたいと思います。もう一度お答えください。

土木部長

まず一点目でございますが、畳の設置でございます。早く実施できるよう対応すべきということございまして、我々もいろいろと国と協議しております。早急に協議がなるように協議を進めて行きたいというふうに考えております。

二点目の省エネ住宅の県としての取組みを積極的に推進すべきというお質しかと思います。県といたしましては、いろいろな講習会の開催であるとか、税の優遇措置のある長期優良住宅制度の普及に取り組んできております。それをさらにすすめるということと、さらには先ほども説明いたしましたが、今年度から新たな補助制度が出来ておりますので、その辺の制度の周知・啓発を強く行ないまして民間住宅の省エネ対策の積極的な促進につなげてまいりたいと考えております。

原子力損害対策担当理事

応急救助という制度の枠の中で、合理的に優先して救済すべき対象として子ども妊婦世帯に限定せざるを得なかったというところをご理解を頂きたいと思います。